

五島市二酸化炭素の排出量等の報告に関する条例 制度の概要と手続きについて

「CO2排出量報告制度」ご協力のお願い
～ 五島市ゼロカーボンシティ計画の実現に向けて ～



脱炭素先行地域

五島市

背景① - 五島市の宣言と計画

五島市の挑戦は、単なるスローガンではなく、段階的かつ計画的に進んでいます

Step 1 : ゼロカーボンシティ宣言【令和2年12月】

市としての固い決意を示すため、「2050年 CO2排出量実質ゼロ」を目指す
「ゼロカーボンシティ」を宣言しました

Step 2 : 五島市ゼロカーボンシティ計画策定【令和5年9月】

次に、宣言を具体的な行動に移すため、「五島市ゼロカーボンシティ計画」を策定
この計画で、実現に向けた明確な数値目標を設定しました

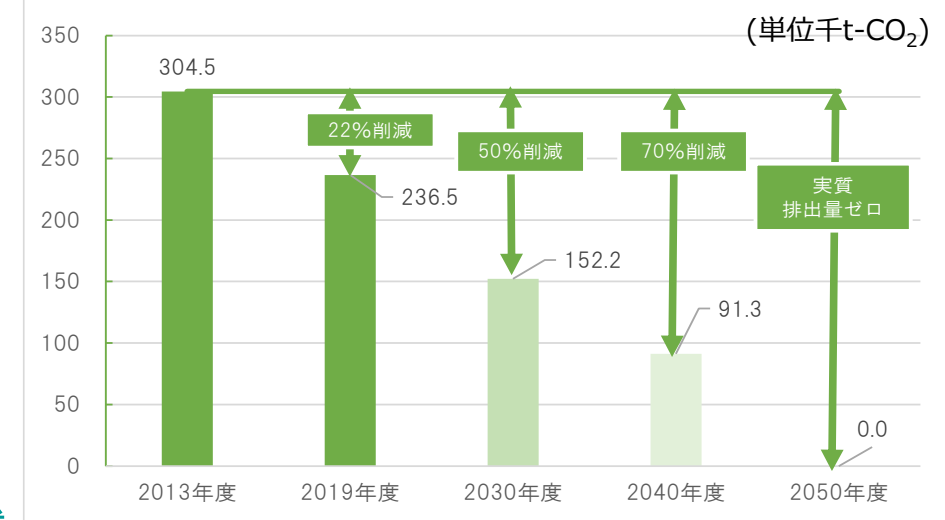
2013年度の排出量を基準とし、2030年度までに排出量を**50%削減**
2040年度までに排出量を**70%削減**、2050年度までに排出量を**100%削減**

五島市ゼロカーボンシティ計画の柱は

重点推進プロジェクト戦略Ⅰ（再生可能エネルギー電力の拡大プロジェクト）

2030年度までに、市内の電力供給の**約90%**を再生可能エネルギー電力にします！

ゼロカーボンシティに向けた排出量削減



施策	短期(令和5年度～令和7年度)			中期(令和8年度～令和10年度)			長期(令和11年度～)	
	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)	令和12年度 (2030年度)
電力供給の再生可能エネルギー電力への切り替え	10%			40%			90%	

背景② - なぜ「条例」が必要なのか

- ゼロカーボンシティ計画の高い目標を実現するため、計画の進捗を正確に把握し、着実に目標達成へと向かう仕組みとして、五島市二酸化炭素の排出量等の報告に関する条例を制定しました

【計画 (PLAN)】

2030年度までに、市内の電力供給の **約90%** を再生可能エネルギー電力にします！

【現状把握 (CHECK)】

本当に目標に向かっている？
市全体の正確なCO2排出量を把握する必要がある！

【仕組み (SYSTEM)】

五島市二酸化炭素の排出量等の報告に関する条例

- エネルギー事業者の皆様からデータを集約し、市の現状を「見える化」する制度
- この条例は、皆様と共に計画を進めるための「羅針盤」の役割を果たします

五島市ゼロカーボンシティ計画の実現に向け、市内の排出量を正確に把握し、計画の進捗を管理する仕組みとして「五島市二酸化炭素の排出量等の報告に関する条例」を制定

対象事業者	主な協力内容	条例上の位置づけ	根拠条文
小売電気事業者	削減計画書と実績報告書の提出	義務	第3条 第4条
揮発油・LPガス卸売事業者	市からの求めに応じた情報提供	努力義務	第7条

小売電気事業者の皆様へ

小売電気事業者の皆様へ：未来を創る計画と報告
(内容)

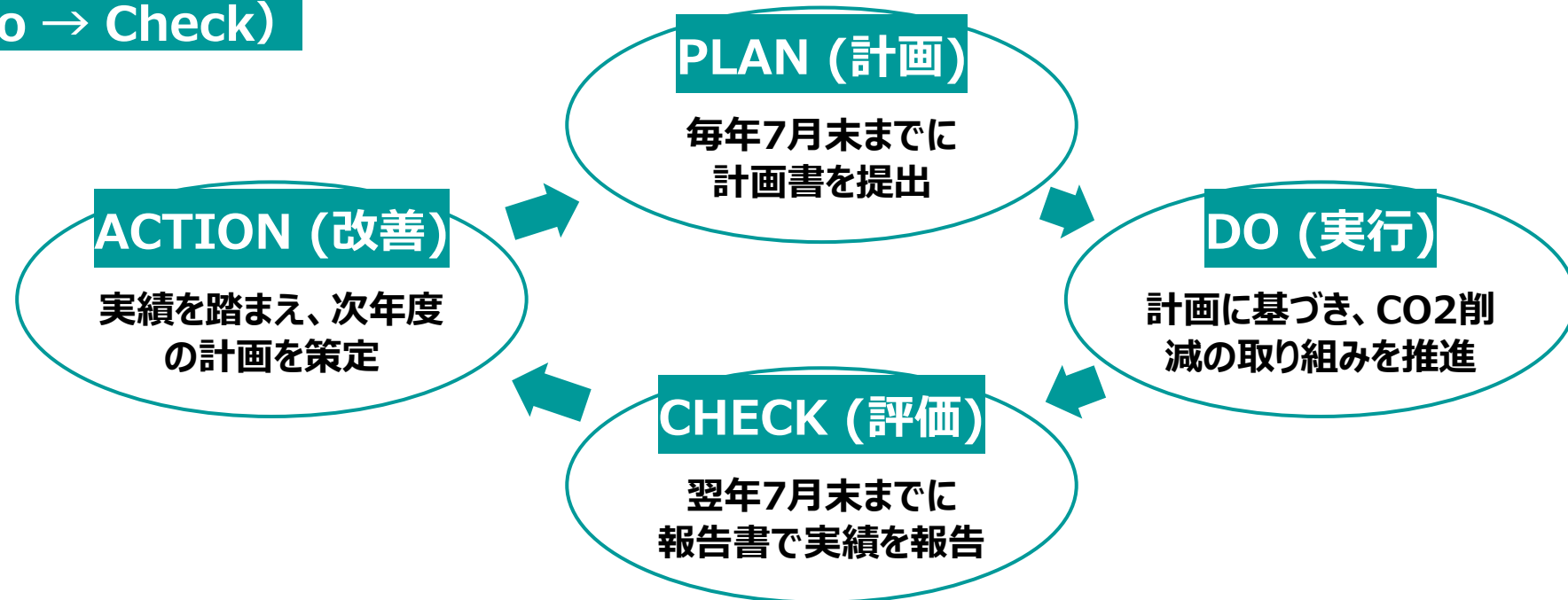
市の最重要目標「2030年、電力由来のCO2排出量90%削減」の達成は、貴社の取り組みにかかっています。
貴社の先進的な取り組みを「計画」として市にご提出ください。

■ 計画書で提出いただくこと（一部抜粋）

再エネ電力の供給割合拡大のための具体的な措置と目標

市民・事業者が再エネ電力に切り替えるのを後押しするための情報提供やキャンペーンなどの取り組み

■ PDCAサイクルで着実に推進 (Plan → Do → Check)



制度の全体像と具体的な手続きの流れ

皆様から頂いた情報がどのように活用され、どのような手順でご報告いただくのかをご説明します。

【情報の流れ】

① 事業者の皆様

(小売電気/卸売)

電子申請

② 五島市

(データの集計・分析、市のCO2
排出量算定)

公表

③ 市民・事業者

(市の現状把握、企業の取り組み理解、環境配慮行動へ)

【具体的な手続きステップ】

Step 1 : 市から依頼文書が届く

電子申請システムのURL・QRコードが記載されています。

Step 2 : 電子申請システムへアクセス

お手持ちのPC・スマートフォンからアクセスしてください。

Step 3 : フォームに入力・送信

入力マニュアルやガイドに沿って入力するだけ。
紙での作成や郵送は不要で、事務負担を軽減します。

提出期限 : 毎年7月末日